

# ～令和6年度 鹿沼市中小企業等支援制度～

新規創業や新製品の開発、販路拡張、工場の新設・増設を検討される事業者の皆さん、市の各種支援制度をご活用ください。

## 1 補助金自動診断システム **New!!**

**補助金・助成金等診断**

補助金・助成金をお探しの事業者の皆さまへ対象となり得る支援制度を診断してみませんか。

鹿沼市では、事業者の皆さまが補助金や助成金などの支援制度をより探しやすくするため、診断システムをご案内しております。本システムでは、下記に所く質問事項にチェックしていただくことで、自社の課題に向った、国・県や鹿沼市の支援制度を簡単に診断することができます。どうぞお気軽にご利用ください。

※診断結果を受けて、無料相談・寄附申請サポートは、本システム提供元である株式会社ライトアップによる対応となります。  
※鹿沼市の支援制度については、鹿沼市へ電話又はメールにてお問い合わせください。

▼活用のある可能性がある制度を診断する場合は、「診断スタート」へ

**診断スタート**

▲システムのイメージ

**補助金・助成金が適用されるなら実施したい取り組みを教えてください。**

「事業」を成長・改善するために実施したいこと  一括チェック

- ECサイトを立ち上げたい
- 新規事業を立ち上げたい（または最近新規事業を開始したばかり）
- ITツール・パソコン・タブレットを導入し、社内をDX化したい
- システム開発を発注したい
- 広告出稿・ホームページ制作・動画を作りたい
- 機械設備・乗用車や内装工事を発注したい
- 太陽光発電や蓄電池、空調設備を導入したい
- 買い手もしくは売り手として、事業承継やM&Aに取り組みたい

国、県、市の補助金等をより活用しやすくするため、補助金自動診断システムを導入しました。スマートフォンやタブレットから簡単に診断でき、受け取れる可能性がある補助金を探することができます。

詳しくは、市ホームページまたは商工振興係☎(63)2182まで。

診断はこちらから▶



## 2 創業者支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額等
①個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額（誘導区域内）40万円 （誘導区域外）20万円
②空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額（誘導区域内）4万円/月 （誘導区域外）3万円/月
③中小企業創業資金（市制度融資）	事業経営に必要な設備資金および運転資金を融資	・創業 500万円まで ・事業転換 1,000万円まで ・利率 1.6%～1.7%

※誘導区域とは、鹿沼市立地適正化計画で定めている「都市機能誘導区域」をいいます。

※①②制度を利用するには、鹿沼市が発行する特定創業支援事業に関する証明書が必要です。

※③特定創業支援事業に関する証明書が発行されている場合、利率がさらに0.1%引き下げになります。

## 3 商業関連支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
個店整備事業補助金（既存店舗）	既存店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額10万円
地域商店会等運営支援事業補助金	共同施設や設備の設置、修繕等に要する経費を補助	・補助対象経費の10分の3以内
商業団体販売促進事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	・補助対象経費の10分の3以内 ・限度額20万円

## 4 工業関連支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
デジタル化推進事業補助金	市内事業者のデジタル化を加速し、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上に繋げることを目的とした販路開拓・業務効率化事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 (条件により3分の2以内) ・限度額50万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額30万円 ※前年度利用者は不可
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品等の販路拡張に向けた販売促進事業(催事開催、PR媒体作成等)に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額20万円
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・特許権補助 限度額20万円 ・その他補助 限度額10万円

## 5 退職金制度補助

支援制度名	支援内容	対象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員にかかる掛金を支援	従業員50人以下の市内事業所	・従業員1人につき1万2千円 ※限度額30万円

## 6 農林商工連携・6次産業化支援

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や事業者自らが行う6次産業化事業への補助	・対象経費の2分の1以内 ・3年間の累計で100万円限度 ※事業期間は3年以内

## 7 工場等の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1. 2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業[土地取得後3年以内(※鹿沼インター産業団地は5年以内)に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る。] 2. 固定資産税の完納 3. 投下固定資産額が2億円以上(中小企業は5,000万円以上) 4. 常用雇用者が20人以上(中小企業は10人以上)	・投下固定資産額(固定資産税課税標準額)の2%以内 ・限度額1,000万円(各年度) ※操業開始後に課税された年度から3年間

## 8 工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設	1. 工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしていること。 2. 新規常用雇用者(市内在住)が5人以上で1年以上継続雇用されていること。	・新規常用雇用者(市内在住)1人あたり10万円 ※交付は1回限り

### ▼各支援制度のお問い合わせ先

支援制度	担当窓口	連絡先
1・2・3・4	産業振興課商工振興係	☎(63)2182 Mail sangyou@city.kanuma.lg.jp
5・6	産業振興課産業振興係	☎(63)2196 Mail sangyou@city.kanuma.lg.jp
7・8	産業誘致推進室	☎(63)2266 Mail sangyosuishin@city.kanuma.lg.jp